(経済産業省)

制度	名	「産業復興機構」(仮称)の業務に関する書類の	つ印紙税の非課税措置	
税	目	印紙税(印紙税法第7条、別表第1)		
要望の内容	支援協要請をして保	復興機構」(仮称)が、資金の貸付を行う場合や 議会を拡充して設立される「産業復興相談センタ 受けた被災事業者の既往債権を買い取り、一定期! 有する場合に、当該貸付及び劣後化に係る消費貸 課されないよう要望する。	一」(仮称)から買取 間債権を劣後化(DDS)	
		平年度の減収見返 (制度自体の減収客		
		1) 政策目的 東日本大震災によって被害を受け過大な債務を負った事業者に対し、金融機		

東日本大震災によって被害を受け過大な債務を負った事業者に対し、金融機 関等が有する債権の買取り等を通じて、事業者の債務負担を軽減しつつ、その 再生を支援することを目的とする。

本件を通じ、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止し、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興を図る。

(2) 施策の必要性

東日本大震災復興対策本部が平成23年7月29日にまとめた「東日本大震災からの復興の基本方針」において、二重債務問題に対する施策として、「政府の「二重債務問題への対応方針」(平成23年6月17日)や与野党における協議を踏まえ、ワンストップ相談窓口と新たな「機構」の連携による債権買取り等の一貫した再生支援、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用支援などの各施策を政府全体として総合的に推進していく。」と示されている。被災事業者が復興に向けて事業の迅速な再開を行えるよう、債務者の負担軽減を図る必要がある。

また、本件においては、産業復興機構が金融機関等の債権を買取り、被災事業者の債務負担を軽減し、その再生を支援するが、被災事業者は既往借入の債権譲渡等に関する事務コストだけでなく、復興のための新規借入についても事務コストの発生が見込まれており、二重の負担となっている。

事業再生において過剰債務状態の事業者は資金繰りが逼迫しているが、本件においては、被災事業者であることから一層厳しい状況に置かれているため、 従来よりもコスト負担が重荷となっている。

これらを踏まえ、産業復興機構の債権買取手続きにおける印紙税の減免を行うことにより事務コストの軽減を図り、被災事業者における再生の迅速な立ち上がりを後押しし、復興に向けた再スタートを支援していくことが重要であり、被災地域の復興を図るという政策目的を達成するためには、本税制措置が必要である。

新 設 •

・拡充又

は

延長を必要とする理

由

		政策体系 における 政策目的の 位置付け	1. 経済成長
	合	政 策 の 達成目標	東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている 多くの事業者の再生支援を着実に進める。
今	理 性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	平成24年4月1日~平成27年3月31日までの3年間。
回 の		同上の期間 中の達成 目 標	当該軽減措置の期間中、被災地域の金融機関や産業復興相談センター(中小企業再生支援協議会)と連携し、多くの被災事業者の再生支援を着実に進める。
要		政策目標の 達 成 状 況	なし(新設)
望に	有	要望の 措置の 適用見込み	平成23年度中:3,735先(見込み) 平成24年度:7,469社(見込み) 平成25年度:3,735社(見込み) 平成26年度:1,867社(見込み)
関連	性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	被災事業者は新たな借入に伴うコストに加え、既往借入の債権譲渡等に関するコスト(印紙税、登録免許税等)の負担が見込まれており、本税制措置により税負担コストが軽減されることは、被災事業者の迅速な事業再生を図る上で有効である。
する		当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	〇「産業復興機構」(仮称)の債権買取手続における登録免許 税の非課税措置 〇「産業復興機構」(仮称)が債権放棄を行う場合の期限切れ 欠損金の優先適用等
事項	相当性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	被災事業者の二重債務問題対策の予算措置として、産業復興機構を活用した内容としては①中小企業再生支援協議会を核とした相談窓口の体制強化(23年度2次補正予算額:30億円)、②中小企業基盤整備機構等が出資する新たな仕組み(23年度2次補正予算額:1億円)、③再生可能性を判断する間の利子負担の軽減(23年度2次補正予算額:184億円)を実施している。
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	①は当スキームの支援機関となる産業復興相談センター(中小企業再生支援協義会)、②は当スキームの中心となる産業復興機構に対する支援措置であり、支援対象がそもそも異なっている。また、③については、被災事業者に対する支援検討段階における支援措置であり、再生計画の実行段階を支援する本税制措置とはその支援の段階(ステージ)が異なっていることから、明確な役割分担がなされている。

	要望の措置の 妥 当 性	被災事業者は新たな借入だけでなく、既往借入の債権譲渡に関する事務コスト負担が発生する。しかし、過剰債務状態にある被災事業者の再生においては、キャッシュフローが満たされる計画としなければならない。このため事務コストの負担を最小限に抑える必要がある。当該事務コストに着目すると、新たな借入に伴う事務コストに加え、既往借入の債権譲渡に関する事務コスト(借入金(債権)のDDS化に伴う印紙税、不動産登記の移転に伴う登録免許税等)の負担が見込まれている。このような二重債務問題特有の税制面の課題に対して軽減措置を講ずるとは、政策目的を達成するための政策手段として的確である。また、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特別は政府系金融機関する法律第29号)はより、際してがと、中では、政府系金融機関するとは、以下であるとに対してがといるところである。を業復興機構が行う貸付及び債権の劣後化(DDS)は、東日本大震災による被害を受けた者に対してのみ行われるも同様の租税特別措置を要望することは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
	前回要望時 の達成目標	
	前回要望時からのでは、 を及び目にない はない場合の 理	_
これまでの 要 望 経 緯		